

議会運営委員会

平成26年12月11日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○飯高 昭二	小林 誠
伴 吉晴	嶋田 善行	小野 隆雄
辻 善次		
中西 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 乾 善亮

3. 会議の書記

議会事務局長 寺田 良信 同 係 長 大塚 美季

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、小林委員

委員長

皆さんおはようございます。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

本日の会議録署名委員に、飯高委員、小林委員を指名いたします。両委員には、よろしく願いいたします。

本日の議事は、レジメに記載のとおりです。

まず初めに、協議事項の（1）平成26年第4回斑鳩町議会定例会について、①付議議案の取扱いについてを議題といたします。

各委員会に付託されておりました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、お手元の委員会付託議案の審査結果をごらんいただきたいと思います。

各常任委員会に付託されました23議案全て満場一致で可決すべきものと決しております。

いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで討論の有無について確認をさせていただきたいと思います。

ただいま申しあげました23議案のうち、皆さんの中で討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があると他の議員さんからお聞きになられている議案などがございましたら、議長次第にもかかわってまいりますので、あらかじめお聞かせをいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

私のほうで1点、議案第42号につきましては、討論を予定しておりますので、そのことについて1点確認をさせていただきます。

なお、本会議における討論につきましては、従来どおり賛否の討論者はそれぞれ1名ずつとすることで確認をしておきたいと思いますが、ご

異議ございませんか。いいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、異議なしと認めます。

賛否の討論は各1名ずつということで確認をしておきます。

議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。

お手元の追加日程表をごらんいただきたいと思います。

追加日程1. 発議第7号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書については、議員発議により提出をされるものです。

現在までに追加提案を予定されているものは以上ですが、このほかに議員の皆さんのほうで提案等を予定をされているものはございますか。ございませんか。

(な し)

委員長

それでは、ただいま追加日程にあげております発議第7号を予定しているものとして確認をさせていただきます。

議長におかれましては、進行方よろしく願いいたします。

平成26年第4回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2)次期定例会の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りをしています日程案について、事務局から説明をお願いします。 寺田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、次期定例会の日程につきましてご説明をさせていただきます。

お手元にお配りをいたしております平成27年第1回斑鳩町議会定例会日程表(案)をごらんいただきたいと思います。

3月の第1月曜日となります2日を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、3日火曜、4日水曜を休会とし、5日木曜、6日

金曜を一般質問としております。翌週の9日月曜、10日火曜、11日水曜の3日間を予算審査特別委員会としております。12日木曜につきましては休会。この日は農業委員会がございました。

次に、13日金曜ですが、幼稚園の卒園式がございましたので、建設水道常任委員会を午後に開催、16日月曜に厚生常任委員会、17日火曜は中学校の卒業式がございましたので、総務常任委員会を午後に開催。18日水曜日は小学校の卒業式がございましたので、議会運営委員会を午後に開催としております。

そして、19日木曜から23日月曜までを休会といたしまして、24日火曜日を最終日とする案でございます。会期は23日間となっております。

なお、3月には、県の議長会、また、町村会の総会が毎年開催されておりますが、現在までのところ、その日程が決まっておりませんので、その日程次第によっては、最後のほうで改めて調整していただくこともございますので、あらかじめご了解をお願いしたいと思います。

以上、日程案とさせていただきます。

委員長 ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等あればお受けしたいと思います。ございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、3月定例会の日程については、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくということで委員会として確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

3月定例会につきましては、予定ということで確認をしておきます。総務部長のほうから何かほかに報告しておくことはございますか。

乾総務部長。

総務部長 特にございませんので。

委員長 それでは、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。どうもお疲れさまでした。
暫時休憩します。

(午前9時07分 休憩)

(午前9時07分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(3) 議員定数削減による委員会等のあり方についてを議題といたします。

これまでの委員会で、委員会構成などについてご意見をいただけてきました。一定の取りまとめができましたものにつきまして、委員皆さまのお手元に議会運営委員会の資料ということで、議員定数削減に伴い改正しなければならない委員会条例、会議規則、先例と慣例、また、3月議会に合わせて提出を予定しています議会の議決すべき事件に関する条例の改正、行政視察等派遣に関する要綱の改正などの素案を作成いたしました。

暫時休憩します。

(午前9時09分 休憩)

(午前9時10分 再開)

委員長 再開いたします。

事前に皆さまに資料としてお配りをしておりますその資料も参考に協議をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、それでは、この素案につきまして、局長のほうから説明をお願いいたします。 寺田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、お手元に資料をお配りしておりますので、簡単にご説明をいたします。

まず最初に、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例案からご説明をさせていただきます。2枚目の新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

第2条の常任委員会の名称と委員定数でございますが、総務常任委員会、厚生常任委員会、建設水道常任委員会、広報発行常任委員会については、現行の定数7人をそれぞれ6人に改めるものでございます。

ここで1点ご検討いただきたいのは、第4条の議会運営委員会の委員定数をどのようにするかということが決まっておりませんので、またご議論をいただければというふうに思います。

次に、第19条の出席説明の要求ですが、現行では、委員会は、審査または調査のため、町長、教育委員会の委員長等々となっておりますが、教育委員会制度の改革によりまして、平成27年4月1日より教育委員長と教育長を一本化した新教育長となることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則についてをご説明させていただきます。

資料の2枚目をごらんいただきたいと思います。

ここでは、会議規則の新旧対照表となっておりますが、現行の第39条の委員会中心主義の条文を本会議中心主義の条文に変えた場合このようになるということで記載をしております。

委員会に付託することを議決した事件のみが委員会に付託される方式を本会議中心主義といい、委員会に付託することを原則とし、本会議で即決するものは委員会付託を省略するという議決したものに限られる方式を委員会中心主義としております。当町も、現在この方式となっております。

資料3枚目は、委員会付託について、本会議場での議長次第について、本会議中心主義と委員会中心主義とを記載しております。

次に、斑鳩町議会運営の実務（先例と慣例）の一部改正につきまして

ご説明をさせていただきます。

まず、1枚目、10番の常任委員の選任ですが、現行では、総務、厚生、建設水道の3常任委員会で4名又は5名で委員を選出しておりますが、それを4名で委員選出をいたします。

そして、2段目の広報発行常任委員は、現行では3常任委員会からそれぞれ2名を選出し、副議長を加えて7名といたしていましたが、広報発行常任委員会の委員定数が6名ということで、副議長は加わず、3常任委員会からそれぞれ2名の選出としております。

次に、3段目でございますけれども、広報発行常任委員になられた方はこれで2つの常任委員会に所属するということになりますので、広報発行常任委員になっておられない方、つまり6名の方が残っておられますので、この6名の方から希望をお聞きし、3常任委員会の6名分の空席を埋めていただきます。これで全て常任委員会委員が決定をいたします。このあとは、以前と同様で、それぞれの委員会の委員長を互選していただくこととなります。

常任委員の選任の仕方については、以上でございます。

次に、資料2枚目の12番、特別委員会の設置及び委員の選任についてであります。申しわけございませんが、対照表の新的上から5行目で委員6名となっておりますが、7名に訂正をお願いいたします。

ここでは、ただし書きとして、「政党は配慮するもの」という文言を追加しております。

次に、3枚目の19番、議案の提出についてですが、これは水道決算認定で、6月の議会運営委員会で協議いただいた結果、他の一般会計や特別会計の決算認定と同じように9月定例会で認定に付すということを受けて改正をするものでございます。

次に、資料の最後のページの、議会から選出する議会外の各種委員会委員の選出ですが、これは、この3月末をもって西和消防組合が解散をされ、奈良県広域消防組合が設立されたことに伴う改正でございます。

それでは次に、議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

議会の議決すべき事件に関する条例ということで、現行のこの条例で

は、議決すべき事件として、1つとして、斑鳩町民憲章の制定及び改廃に関すること。2つとして、基本構想の策定、変更又は廃止に関すること、3つとして、斑鳩町立保育所保育料の改定に関することの3つがあげられておりますが、斑鳩町立保育所保育料につきましては、斑鳩町保育の実施に関する条例において定められていることから、この条例を削除するものでございます。

次に、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱についてであります。資料最後の要旨をごらんいただきたいと思います。議員が各種研修会等に参加する場合、議会の議決を得る暇がない場合、議会運営委員会に諮ることになっておりますが、議会運営委員会に諮る暇がない場合は、議会運営委員長と協議をして決定するというものに改正をさせていただきたいと思っておるものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

委員長

はい、ありがとうございました。

ちょっと資料番号ふっていなかったもので、わかりにくかったかもしれませんが、ただいま局長のほうから説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があればお受けいたしたいと思えます。

(「順番にいくの、じゃないの」と呼ぶ者あり)

委員長

そうですね、順番にいきましょうか。

まず、常任委員会の定数等の改変の案、委員会条例の一部を改正するものについて、ご意見をお聞きしたいと思います。小野委員。

小野委員

今、局長のほうでちょっと説明の中にもありましたけど、議運の定数というものは、委員長、副委員長でどのように考えておられるのか、皆さんにちょっとご理解してもらってほしいのいいのかなと。今、改正に出ていないということは、現行の7名と理解していいと思うのですが、そのことをもう1度確認してもらったらいのじゃないかなと思いますけどね。

委員長 議会運営委員会の定数につきましては、常任委員会の定数が6名に減るということはありませんけども、これまでもそれぞれ常任委員会の数自体は変わっていませんので、そこから選出していただいている、総務常任委員会から2名、厚生常任委員会から2名、建設水道常任委員会から2名、それで広報発行常任委員会から1名という形で構成してまして、これまでも希望が結構多かったと思いますので、ですので今回は現状のままとして、7名で提案をさせていただいておりますが、そのことで特にご異議がないようでしたら確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 小野委員。

小野委員 それと、要旨のね、「現行の委員会構成の見直しに伴い」というところですが、「現行の委員会構成の見直しに伴い」も正しいんだと思いますけどね、「来期から定数を減数したことにより」とかね、そういう文言も入れたほうがわかりやすいのかなと。

これはどっちみち3月の条例改正で、公布の日ということは、まだ3月議会終わっても次のときかしか運用できないものだと思いますしね、そこら、ちょっと文言を変えてもらって、新しく出発していくときのことでこれを決めておくと。

以前にそういうあれがあったと思うんですよ、19年のときですかね。そのときにはどう書いたかの、あれかもちょっとわからない、また調べてもらってね。現行の委員会の構成の見直しはしなければならなくなったのは議員定数が削減されたからだと思いますので、そこらはちょっと形を整えてもらえたらなと思いますので、お願いいたします。

委員長 ただいまご意見いただきましたように、もともとこのレジメの表題にもあげていますように、議員定数の削減に伴う委員会のあり方について検討してきた結果ということですので、文言につきましては、前回どのようしていたのかも確認をして、また整理をさせていただきたいと思っております。

あと、これ一緒に、出席説明の要求として教育委員会の委員長となっ

ていたのが、法改正によってこの教育長に変わるということで、斑鳩町の条例改正はまだ議決をされていませんが、3月に提出が予定されているということで、もうこちらのほうもあわせて案としてあげておこうかなということで、局長、入れてくれていますけども、これについても、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 そうしましたら、この委員会条例の改正につきましたの案は、ほかにご意見ございませんか。 辻委員。

辻委員 今まで、副議長、ここに入ってもうていますやろ。その辺の扱いはこれ、どう。実質はないのかな。今まで慣例であったんちゃう。ようわからへんけど。そんなことなかったのかな。

(「広報違いますのかな」と呼ぶ者あり)

辻委員 いや、広報は入ったってん。それで、副議長入らんなんって俺のときも聞いてんけど、それはないのかな。

(「どこに入っているの」と呼ぶ者あり)

辻委員 いや、ここにはないねん。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時22分 休憩)

(午前9時23分 再開)

委員長 再開いたします。

今のご意見ですけど、現在の状況としては、文言で副議長が議会運営

委員会に所属をするということは定めておりません。 小野委員。

小野委員 出席説明の要求、第19条の件なんですがね、今ちょっと改めて読ませてもうていたらね、これ、出席要請できるということで、選管の委員長とかいろんなどころの行政機関の会長とかができるようになっておって、現在の教育長がね、出席要請で出ておられるのかどうかということも、当然、執行部としてね、出席しているんだという考え方と、それから、ここへ町長、それから、どない改正するんやってんな、教育長というね、この、今度の、ちょっとまだ、この前の総務委員会での説明ちょっとあっただけで、しっかりと資料持ってなかってあれですねんけどね、今の教育長が教育委員会の委員長になる、兼務するという形ですね。

委員長 いや、教育委員長というのがもうなくなって教育長になるっていうことやと思うんですけど。

小野委員 教育委員長がなくなって、それで教育長になると。そうしたら、教育委員会の長で教育長という名前で一緒にやっていくと。今までやったら教育長と教育委員会の委員長と別でしたでしょ。だからやっぱりここで教育委員会の委員長のかわりに。

はい、わかりました。ちょっと何かごちゃごちゃっとしているような。ほかの関係の選管の委員長とかも、これ、出席要請する。改めて今の教育長の出席要請はあえてしていないということです。だけど、今度は教育委員会の委員長としての教育長をここでうたわないかんと。了解しました。わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、委員会条例の改正案につきましては以上の形で提案をさせていただきたいと思います。

そうしましたら次に、ちょっと順番前後しますけども、先に議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正案ですね、保育料の改定について、これまでは議決が必要としていましたけども、これについては、もう条例で定められているということで、必ず条例改正の際には議決が必要となることから、わざわざこの議決案件にあげなくてもよいのではないかとということで削除する案ですけども、これはいかがでしょうか。

(な し)

委員長 特にご意見もないようですので、そうしたら、これについてはこのような形で提案をさせていただくということで、確認をしておきます。

次に、行政視察の、先いきましょうか。行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱案ですね、これについてはいかがでしょうか。

小野委員。

小野委員 局長にまことに申しわけないんですがね、議決を得るひまというように、これ、ひまという字ですけど、いとまと読むん違うかなと。そのことちょっと言いたいのと、それとね、同じく議会運営委員会に諮る暇がないときは議会運営委員長と協議して決裁することができることと改正しようということなんですがね、この議会運営委員長ということは、もし議会運営委員長もちょっと議長とあれする暇がなかったときはもう、副委員長も含むように考えてよろしいんですね。副は長が不在のときという、そういう大前提ありますので、あえて議会運営委員会正副委員長とまで書く必要ないと、そのように理解してよろしいですかね。

委員長 そういう形で結構だと思います。
ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱

案につきましては、以上のような形で提案をさせていただきたいと思
います。

そうしたら次に、先例と慣例の一部改正の部分ですが、これについて
はいくつかあげさせていただいていますけども、ご意見、ご質問、ご質
疑等ございますか。 小野委員。

小野委員 新のほうの10条っていうのかな、この常任委員の選任のことで、こ
こへ、「ただし、副議長は委員長を兼ねないものとする」ということで、
そこへ、また、「ただし、政党を配慮するものとする」ということなん
ですが、ただし、ただしって2つ続くのでね、何かいい文言があればと
思いますねんけど、何か。ちょっと読んでみていてね、「互選を行う」
と。それから「ただし、副議長」これはもう前のままなんですけど、こ
こへ政党は配慮するものとするというのを加えるために、「ただし」とく
るので、何かちょっと違和感があるんですけど、何かいい案があったら。

委員長 そうしたら、2つ目の「ただし」のほうは「また」にしましょうか。
「ただし、正副議長は委員長を兼ねないものとする、また、政党は配慮
するものとする」。

(「それでいいんじゃないですか。「また」は、ひらがな」と呼
ぶ者あり)

委員長 そうですね。
そうしたら。

(「「または」やな」と呼ぶ者あり)

(「ちょっと待ってや。きちっと決めときや。そのほうがええで」
と呼ぶ者あり)

委員長 「また」。どっちかっていうわけじゃないですから。
そうしたら、この「ただし」については「また」ということで。

ほかにございせんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、この先例と慣例の一部改正につきましても、今いただいたご意見を反映して、このような形で提案をさせていただきたいと思ひます。

そうしましたら次にですね、会議規則の一部改正、本会議中心主義と委員会中心主義の改正についての案ですけれども、これについて、ご意見等はございせんか。 伴委員。

伴委員 前回これで議論させていただいた次第、それで今、それをこういう形で文章で見せていただきました。本会議中心主義がこういう形が変わるのかは確認させていただきましたが、やっぱり根本としての委員会中心主義か本会議中心主義かという面で、ちょっとまた本日、こう、話し合ひって言うことを言ひて、この間委員長言うていただきましたので、ちょっと発言させていただきます。

私自身、あれからいろいろと、なかなか根拠というのは難しいというのが実際のところなんです。ただ、委員会中心主義をこのまま継続するのに、やっぱりどうしてもこの問題があるようには思ひません。私自身は、今の次の定数になっても、十分委員会中心主義を継続をすることができるので、できるのであれば委員会中心主義でやっはどうかと、私自身は思ひております。以上です。

委員長 小野委員。

小野委員 伴委員のそういう考え方も正しいんだと私は思ひていますがね、あまり委員会中心主義、本会議中心主義という、今の斑鳩の町議会の運営についてね、その言葉だけが走っているように私は思ひているんです。前にも言ったように、委員会中心主義には2つの要素があると思ひます。委員会中心主義という言葉が先行してしまひて、委員会で深く議論を下

げているという。ただ、手続き的に、前からも言っていますように、委員会と本会議の定数のバランスですね、それが今はちょうど今回は、先ほど委員会条例も一応みんなで確認してもらいましたけど、6人ということで、ちょうど半数。それで、過半数でないから大丈夫だという考え方もあるんですが、それはあくまでも、今後また減数していくときに、6人の常任委員会を下げるわけにはいかない。これは委員会のあり方ということで、もう何年も議論してきて、5名でやってきた歴史を振り返って、やはり5名の委員会では、委員会で議論しているのはおかしい、それとか委員の数はふやしたほうが良いという、そういう大前提のもとでやってきていますので。

それとね、今回、まだまだ議論があるということで、あえて、ほかの委員会条例なんかは要旨を案としてあげてもうていますが、委員長、副委員長の手元では、いろいろそれをまとめてからの話になるからということで、要旨も今、案をつけてもらっていないんですがね、私は、なかなかその要旨も書きにくいんだろうなということで、あえて、いろいろなことから調べてきてね、1つの要旨の案ということでね、つくってきています。そのことを皆さん読んでもらったら、本会議中心主義、委員会中心主義ということでこだわっているということ、それとか本会議でのシナリオ、それについても局長の手元で整理してもらって、何ら、本会議中心主義ですよ、委員会中心主義ですよということは言っていない。ただ、委員会の独立っていうのかな、拘束されないという、本会議と委員会はバランスよいけるためには、会議規則をこのように改正しておく。それが本会議中心主義の会議規則やとか、委員会中心主義の会議規則やと、そのように今、文献ではなっていますが、それは今までやってきた委員会を充実させていくためにあえて本会議中心主義の会議規則に変えていくと、そういうことであってね、ぜひともこういう形に変えておくべきだということを前々から言っていますけど、理解してもらいたいなと、そのように思います。

今度のこの提案で、本会議中心主義にするんだという考え方ではなくて、戻るんだという考え方じゃなくて、本会議中心主義のような会議規則、39条に変えておいたら、委員会中心主義のときに発生する委員会

の定数、委員の定数と、議員定数、それらで会議としての両方のバランスが保っていけるということで、会議規則の変更をいろいろ言ったんですがね。そこらね、今の伴委員のでしたら、何か、本会議中心主義に戻るの逆やとかというようなね、意見でね、会議の基本ちゅうんですかね、バランスというのは、あまりまだ理解されていないように思いますしね。

もし何でしたら、その要旨というのを、ちょっと私なりにつくってきているんですから、これをたたきにしてもらってね、検討してもらっていいと思いますし、いや、もうこれに変わるということはだめだというはっきりとしたね、その根拠を示してもらったらね、また私も考えますけどね、そうしたら定数についてね、やはり再検討しなければいけない。委員定数ですよ。もうそのことも議論していかなければいけないと私は思いますねん。

委員長 小野委員のほうで、資料としてですわね、要旨をつくってこられているということで、委員の皆さんに見ていただくということで、提出を受けるのであれば、それは。 嶋田委員。

嶋田委員 いろいろお聞きしていますと、各委員さんは、委員会に付託することについては異議がないという考えだと思います。

そうしたら、今までから委員会に付託していた。13名になっても委員会に付託すると。そうしたら、当初からもう委員会付託を前提にしてやっていけばいいのであって、今の文言を変える必要はないと、このように思います。

委員長 小野委員。

小野委員 シナリオ読んでもらったらわかるんですよ。委員会中心主義というのは、議運の中で、ダイレクトに議長が本会議で委員会付託している、ね。そうした場合に、議長から委員会に付託された審査をするときに、その委員会の定数が半数あれば拘束されると、本会議がね。それを、本会

議で議決によって委員会に付託すれば、その点は心配しなくてもいいと。だから前もってそうしてやりましましょうということで提案しているので、同じように、読んでもらったらわかるとおり、1つずつ議会で、本会議でその委員会に付託している。だから、本会議から付託されたものであるから、本会議がそれを、まあ言うたら、言葉ちょっとあれしたってください、承知で渡しているんやから、そこのそれはもっと尊重しようよと、それだけのことなんですよ。議長から付託してあるんやったら、本会議はノータッチである。むしろ逆に、付託することを省略するときには本会議の許可をもらっている。それが今の39条、委員会中心主義ののだと。そういうことで、それを本会議から付託する、それだけのことやから、本会議から付託するために39条を元へ戻そうとしているだけ。そうすることによって、委員会の数と、それから議員定数と、そのバランスを考えなくてもいい、そういうことになります。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 拘束されるという、その解釈が多分違うんだと思いますけども。別段私は委員会の人数が過半数超えていても差しさわりはないと、このように思っておりますのでね。

委員長 小野委員。

小野委員 私は差しさわりのないというんじゃないかとね、会議の仕組みというものは、そうなんです。多数決で決まってきた。本会議があつて、ここに提案されている、そのことを審議してください、深く下げてください、それからいろいろなことの情報を集めてください。ここで決定したこと、過半数ですからね、過半数がこう返ってくるということは、これは拘束されているんですよ。拘束されているように思わないとかじゃなくて、拘束されているんですよ。そこら認識せんならね、こんな話はできないんですよ。だから、それはしてあつても別段、この人は拘束されていないと思つておるとか、だけど、こちらから見たら、これは拘束されてい

るんですよ、過半数の会議ですから、全部ね。だから、人数には微妙にさわってくる。だから、もともとの本会議中心主義でやっていた時分の付託の仕方に変えようと、変えておけばそういうことを考えなくてもいいだろうと、そういうことで出しているからね、こんな堂々巡りしてもしゃあないと思うで。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 小野委員のおっしゃることであればね、委員会中心主義であれば、過半数以下でないとあかんということであればね、各種解説書等にその文言は載ってあると思うんです。それが載ってないということはね、その過半数云々というのはね、問題外で、本会議で結局やったときには数の多いほうに決まってくると、そういうことでありますのでね、委員会が数多かったかて僕は問題ないと、拘束されているとは思わない。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時43分 休憩)

(午前9時53分 再開)

委員長 再開いたします。

嶋田委員。

嶋田委員 先ほども言いましたようにね、委員または議員みんながね、委員会付託して審議していくことを望んでいるんですから、今現在は委員会付託を前提として議長がやっておられるんですから、わざわざ今のこの会議規則を変える必要はないと、このように思っております。

委員長 小野委員。

小野委員 付託して審議していくということに関しては、皆さんが望んでおるし、

私もそういう形をとっていく。そのときに発生するのが、この、今、39条これに変更したからというて、付託はなしだということじゃないんですよ。皆さんの意見で付託している、だから、それでもこういう定数のことで、人数のことでの拘束とか、そういうものが発生しないと、だから直しておこうと。

それとね、ここに次第を、局長の手元でやってもらっていましたがね、ただこれだけのことなんですよ。それを見てもうたら、付託するんですよ、全部。それで、異議があった場合どうするんだということも書いてあります。確かに、会議に諮っていますから、会議に意見を、異議はございませんかと、異議ありという議員がいたら、やはり採決しなければいけない。ただし、今と同じ形なんですよ。提案された議案については議会運営委員会で、それで、この付託先をみんな議論して、議会運営委員会で、7名の議会運営委員で決定して、そこへ付託するということを決めて、委員長が議長に、このとおりダイレクトに皆さんに言うてください、それが今までの39条なんです。それで、それを、決まったことを議長が、このように諮ってください、議長にそういう具合に委員長が議運の結果として、諮ってください、それで議長が諮るということは、その前に、こういう具合にして、例えば初日に、今までとやっぱり一緒に委員長報告でこの議案は付託する、こういうふうには諮ってもらいます、諮ってもらいますっていうだけで、ここへいきますというんじゃないで、諮ってもらいます、その手続きさえしておけば、どこから見てもきちっとバランスはとれている、ただそれだけのことなんですよ。

だから、委員会で付託してね、しかも委員会の人数を、例えば過半数を超えていたとしても、それは、どう言うんですか、特別委員会の場合は議会で何人の構成ということで、これは委員会条例で常任委員会構成されていくんですよ。だから、特別委員会のときに、全員、例えばこの前の特別委員会の、定数条例の削減についての提案された、あれも全員でやるときには14名を、議長を除く14名を、それでしますからよろしいですかと会議に諮っているんですよ。それだけのことなんですよ。

だからね、もうちょっとね、議会のね、流れというか、そのやり方ということについてはね、やっぱり勉強してもらいたい。誰も委員会付

託をみんな望んでいる、それは委員会付託しやんとかうと言うているのと違うねんから、きちっとしたものにしておこうということで、定数が削減されて、しかも委員の数は6名をキープしなければいけない、そのように自分自身も思っているからね。だからその会議規則を変更しておこうと、それだけのことやねん。

だから、そうしたら今、この1年間、14名、この出してくれたこれと一緒に、15名の定数で7名の委員会つくったやんかと。私は、これは拘束されてきたんだなど、いろいろなことでそれが起きてこない、起きてこないから大丈夫やというんじゃないで、やはり起きてくる可能性があるものは前もって、これが本会議、この39条の改正がね、委員会付託をやめてというようなね、そういうものに、やめて本会議でやりますという、本会議中心主義というようなその言葉の走っていくのでやっていくんだったらね。もともと、委員会に付託するということに対して、ダイレクトに議長から付託できるようにして行って、しかも委員会で、付託しない場合は会議でね、確認して、みんな付託するんですよ。それが委員会中心主義です。そういうふうな形へ直してあったのは、定数がこれだけ減ってきたらね、その委員会付託を確実なものにするためには、会議に諮っておいたらそれでいいという、それだけのことやからね。何か、本会議中心主義やから、もう委員会には付託しないんやと。

これ、シナリオ見てもらっても、一応、異議があるときは採決しなければいけない。そこまでしとかなやっぱりいかんからね、異議ございませんかと。もし、議員の中で異議あり、その付託するの、そこへするのは異議ありやということになってきたりね、したら、それはやっぱり一応採決とらなあかん。だけど、議会運営委員会で、これは、この議案はここへ付託するんやということで確認しています、7人の議会運営委員会で。だから、それを採決とつても、やっぱり付託ということになる。

それと、今、議長がいろいろな議案の取り扱いについて、反対、討論しますかとかいうことも聞いてもらっています。これがいいのか悪いのかは別にしてね、やはり議事の円滑な運営について前もって聞いてもらっている。そのときに、いや、討論しますよとかね、これ、異議がありますのでということで、これ、討論は要らんのかなとか思ったりするね

んけどね、別に付託するのに異議を申し入れるという人はまずないやろうなと思ったりも、そういうふうに思うのでね、ぜひとも会議規則をそういう会議規則に。

だから、あくまで何回も繰り返すけどね、委員会付託をやめるんじゃない、それだけはちょっと認識してもらいたいなど、そのように思います。

委員長

ちょっと論点整理していきたいと思うんですけども、まず、前提条件ですね、今回、次期の改選の際に定数を13に減らすということを前提にした議論ですので、議長除いて12名の中でどういう委員会構成をしていくのかと、将来的に定数削減という可能性も示されましたけども、今回についてはその定数13の中でどういう委員会構成をしていくのかということで、まず議論をしていきたいなというのが1つと、これまで委員会中心主義については、なかなか根拠というのが出てこなかったんですが、委員会付託を前提にするのだからやっぱり委員会中心主義だということで示されまして、それに対して、過半数の委員会をつくと本会議が委員会の結果に拘束をされてしまうということが1つ論点になるかなと思うんですが、そこの考え方についてもうちちょっと掘り下げて議論をしていただければなと思うんですが。 伴委員。

伴委員

今、小野委員のおっしゃられているのは、過半数というような形、委員会が過半数であれば理解できるんですわ。今回については、半数です。過半数じゃないです。だから、正直言って、将来に向けてであれば、確かにこれ以上定数削減されれば、6人の委員会ということになると、1つの一定のそういう見方もできるかなと。だけど、今回のやつは、まあ言うたら12の6ですので、半数です。だから、決して、拘束されているかどうかという考え方で、私は拘束されているとは思いません。

委員長

小野委員。

小野委員

12の6、これは過半数ではありません、はっきり言ってね。だけど、

本会議の最終日に欠席者が出た場合は過半数になります。だから、議場にいてる人数の過半数ですから、過半数となる可能性がもう、どう言うんですやろう、ものすごく近い。前の14のときの6でしたら、それは、まあ、今は7ですけど、この話はまた別に、14のときに6で決めてきたときは、これは1人が欠席されても、退席されても、過半数にはいっていない。そういう物事を考えていかなければ、こういうものを取り決めはやっていかれない、そういうことです。

委員長 伴委員。

伴委員 その今の欠席の、そういうケースも考えられます。ただ、1つ委員会で決められた、その委員さんのほうが欠席されて、委員会が5名でなった場合もあるわけですね。欠席者が、委員会に所属されている方が、その1つの議案に対して、それ以外の方かによって変わってくるので、決して、欠席者が出たか拘束されるというようなことも、あるかもわからんし、ないかもわからん。一応、過半数でないとは思いますが。

委員長 欠席のことを考えると、委員会が成立するかどうかというところにはかかわってくるでしょうけども、基本的に欠席のないものと考えて、ちょっと議論をお願いしたいなど。 小野委員。

小野委員 過半数や過半数やないとか、拘束されるとか拘束されないという問題はね、その人がどない考えているか、私はもっとしっかり考えてほしいということは付け加えますよね、そうしたらね、ちょっと、この39条、これ戻すことに対してね、どういうデメリットっていうんですか、があるのかね、やはりこれに戻すことに異議を申し立ててはる人に対してね、はっきりしたそれを言ってもらいたい。戻すことによって議会在混乱するねんとか、議会在円滑に動かへんねんとか、そういうふうなことがあるのかどうか。これは、もともとからはこういう会議規則です。標準会議規則の1番目これやから。だから、違法でもなんでもない。まやかしてもなんでもない。だから、これのどこが、こういうことに戻すことに

対して、どれだけ今の斑鳩町議会で、先ほどから議論の中で、私は委員か、6人の委員会に付託することに対してね、何ら異議申し立てない、やっていかなあかんという、ね、その手法をこれ、直しておくための手法を言うている。これをなぜしたらいかんのか、はっきりとものを言うてください。

委員長 伴委員。

伴委員 正直言うて、間違いでもなんでも、私もないと思います。ただ、なぜ戻さなあかんのかという議論をさせていただいていると。逆に言うたら、私がいつも、ずっと主張しているのは、今のままでもいけるのではないですかと、過半数でないのだから、いけるのではないですかという話をさせていただいていると。以上です。

委員長 小野委員。

小野委員 私はね、先ほどからもう何回も言うていますよ。将来を見据えて、また、現状を見据えて。もう過半数、数にはこだわらないと言っていますけどね、拘束とか、こだわらない、何も言わない。言っても無駄やから言わないだけですよ、そんなもんね。

だけど、先ほどから言うているように、こういうケースもあるだろう、こういうケースもあるだろうと。そうしたら戻しておくほうがベター。戻せなくて、今、1年間過ごしてきました、これね。これは、何も起きていないからいいんです。何も起きないんやったら、何もこういう会議規則つくらなくてもよろしい、意味を考えなくてもよろしい、それだけです。

委員長 ほかに。 嶋田委員。

嶋田委員 僕は、もう戻す必要はないと。それだけです。

委員長 ほか。 小野委員。

小野委員 だからね、戻す必要があるということで今までから話をしているのに、戻す必要がないと。戻したらなぜあかんのかだけを言うてくださいと。それがわかるんだったら。戻す必要がないっていうだけでね、戻さないというの。そうしたら、想定していることがもう絶対に起きないんやと、そのときでいいんやとか、また、この議会というものの会議規則ができてきたその経緯とか、それから今、委員会中心主義で委員会に付託しているという、その委員会中心主義で付託していたことを、定数を削減することによって、自治法もみんな改正してきているんですよ。委員会中心主義をキープするために、定数も複数制を取り入れたんですよ、あれ。難儀しとったですよ、自治省はね。最初に常任委員会は1つというふうにしてあったけど、だんだんだんだん人数を削減してきている。それから上限も、人数によって上限を決めてあったけど、それを全部もう撤廃してもうている。そういうことに対してね、対応していくのが、こちらで条例で決めなさいときたのを、しっかりとその意味を理解してね、議会というものはこういうものと、それを議論するのが議会運営委員会やし。

だから、議員定数を削減したことに対しては私も賛成しているんですからね。賛成するとき、こういうことを整理しなければ、また。というのは、15名で決めたときの、私は張本人ですからね。いろいろの議論していますからね。だから、皆はそのときも、もっと下げよというようなこともあったんですよ。それを、委員会を充実させるためにはこれが最小限の人数やということで議論してきた。それで、それを決定してきたと。だから、今度13人ってするとき、やはりこの委員会の定数というものについても、やはり議論しなければいけない。当然、それは委員会条例もさわらないかん、会議規則もさわらないかん。そういうことで提案者とも話をして、私は賛成にいきますと。それで議論を1年間しましょうと。これで、この会議規則もこういう具合にして直しておきましょうと言うて提案しているんですよ。直す必要ないと、何か理由いって、直す必要ないんですよって、それではね、私も納得できない、そ

んな話やったらね。だから、それらもしっかりとこの委員会でもね、ちょうど提案者がこれ、4人いてはるねんからね、当時の。だから、それを、将来の斑鳩町議会が。

この前に資料集めてもらったときも、おかしいやん、本会議中心主義の人数でやっているのにな、まだ委員会のあのままでしているやんかとか、ここのはもう早うから戻したるところ、戻してあるのか、やってあるのかですよ。本会議中心主義やのに、4名の、3つの常任委員会ね、そのままでキープしてね、4名の委員会で運営してあるやんか。ほかの議会ですやんか。私は何も言いません。せやけど、このいろいろな流れから見ていったらね、あれ、これ、どないしているんやろなど。

だからね、この39条の変更は、ぜひ新年度からの会議規則にうたっておかなければいけないと、そのように思います。

委員長 ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。 辻委員。

辻委員 いろいろな考え方があるわけですねけど、小野委員言わはるのも、今後のことも考えてっていうことで言われていますけども、私、現状のままで、今の現状で、変更するのにちょっとこう、私自体、なぜ変更せんなんていうことが、ちょっとこう、まだ整理できてませんねけど、現状のままで、そのままでお願いしたい。

委員長 小林委員。

小林委員 今の斑鳩町の会議規則がですね、今の斑鳩町の実情に合ったものに、前任の方々が変えていただいたのかなと思います。となってきましたとやっぱり、小野委員おっしゃるようになりますね、将来を見据えてということについてならいずれ、もしかしたら新たに議員定数を削減するとか、そういう将来を見据えてっていうことについて必要性はあるのかなと思いますけれども、やっぱり次期の13人ということに関しましては、必要性がないのかなというふうに思います。小野委員がおっしゃいますように、委員会審査独立の原則っていうのがですね、13人になったら守れるの

か、守れないのかということをおっしゃっていますけれども、確かに議長採決になるかもしれませんが、13人、次期の定数の人数であれば、委員会の決定と本会議の議決が相反する結果となることもありますのでね、やはり次期の定数でも委員会審査独立の原則は守れるのではないのかなというふうに考えておりますので、次期の定数であれば、今の斑鳩町の会議規則を変える必要が、今までの議論を聞いていますとないのかなというふうに思いました。

委員長 飯高委員。

飯高委員 前回の委員会でこういう形で小野さん、提起したらどうかということで、見させていただきました。また、その中において、やはり冒頭にも出ましたように、委員会付託というのはやっぱり望まれているというのは私も承知していますし、今までから委員会付託についての疑義がなかったように思います。これはやっぱり委員会でその案件について深く掘り下げ詳しく審議していくという1点については、委員会であるということは、もうこれ、確かにあります。

今回定数が、来期にですか、削減されるという方向ということにあっては、やっぱり将来を見据えたということも、この間も僕も言うていましたけども、今の段階においてはですね、委員さんの意見もお聞きしながら、しますと、やはり今回は委員会中心主義ということで、将来においてはやっぱりまた議論があるかとは思いますが、今のところはやっぱり、私は今、委員会中心主義でいいのではないかなということでの見解です。

委員長 小野委員。

小野委員 委員会中心主義をやめる改正じゃないんですよ。そこだけは理解してください。

それは確かにね、定数削減のときの理由にね、委員会中心主義は堅持しなければいけないってということで、6掛ける4で六四、二十四やから

13名でいけるというようなね、そういう理由をつけておられて、私はそれに食いついていたと思うんです。だけど、答弁として、説明としては、全然的を得ていないものばかりで失望したと、私はそのように今、思いなおしていますけどね。嫌みに聞いてくれはっても結構やけど、だけど、そのことをやっていくのに、それではこの会議規則も改正しておくほうがいいんだという。まだ12の6やから、ちょうど半数やから、このままでもええの違うかというのはね、これはね、全然あれですよ、これからの議会というものを考えてね、こういう規則とか条例とかをしっかりと検討していこうということをやらないで、もう現状維持で、現状維持でということできたらね、何にも進歩しませんよ。だから、前もって私らは、少なくとも議会運営のメンバーは、そういうことを議論して。

自治法の改正なんかもね、早く局長の手元へ入るんですよ。それらを見て、早めに、早めに議会運営委員会では議論しながらね、やっていって、施行されるときにはもうきちっとしたものができる。自慢話になるんじゃないけどね、複数制の採用についてはね、当時の局長が早く情報を持ってきてくれた。というか、議運の中でいろいろ、これ、議員は1つの常任委員会に所属するという昔の、前の自治法、このことも議論したんですよ、松田さんらと。1つに所属するんやから2ついてもいいんと違うかと、そうこともおっしゃったことあるんですよ。こういう条文とか、法律とか、それらのことはいろいろな読み方があるんです。だから、先ほど嶋田委員がね、そんなんそれはこうやったらあかんとは、どこか書いていますかって、そんなこと言われても、俺は書いてないって言わなしゃあないでしょうが。これらのいろいろな状況を把握した中で、これを、こういうことを想定されている。だから前もってこういう具合にしておこうと。それがね、条例とか法律とかで動いている議会ですよ。

あえてね、今度のこの議会で監査委員に指摘されてから条例改正とか、廃止とか気づいて、すごい数出してきた。私は総務委員会か何かでも言いましたよ。なんでやねんって。それをいつもさわっている人間、職員ですやんか。その人間がね、そんなもういらぬものやとか変わってあ

るもの、今の、今度の、あれもそうですやんか、保育所の問題もそうです。ちゃんとまた、条例でちゃんとしてある。最初にここへ議会の議決を必要とするようにしたのは、それがなかったからですよ。それが条例が制定されたら、もうこれは議会としても外さなあかん。これがあっても邪魔になっていない。それと一緒にですやんか。あっても邪魔になっていない。ダブルチェックというか、そんなことはする必要ないしね。もうきちっとしたものができてくる。だから、あえてね、今、この39条を変更しておくほうが、元へ戻しておくほうが、今後の議会に対してもね、大丈夫であるし、戻さずに、何か委員会中心主義を堅持しようとしているのか、そういう複数制も取り入れずにね、やっておられる自治体もありますけど、近隣にもありますけどね、そういうようなことをね、しっかりと議論してもらいたいなと私は思います。

そういう、どう言うんですか、もしかしたら何か起きてくる可能性があるためにこういう条例改正なり、規則の改正をやっていくのだから、何ら問題が起きないから大丈夫やというのでは、私は、ちょっとこういうものに携わっている者としてはね、ちょっとおぼつかないなと。

以前に、今、2期目の方は覚えておられないと思いますけどね、その以前に、19年の終わりぐらいに、条例改正を出されて、議会が議決した条例じゃないものを公布して、動いていた。そのことで、松田議員からね、指摘されて、どうかしようということね、大議論したことあるでしょう。あれも、そのままの、間違っただけのものがずっときてあっても、何も事故も、何も起きていないから、それでいいということなんですよ。あのときに、私もう、松田議員にも話ししました。実害があったのかということも聞いた。なかってんやったら、もうこのまま、この議案を審議しましょうと。そんなのできるかと。例規集に載ってあるのが、議会の議決した条例じゃなかったんですよ、改正条例じゃ。そういうミスがあって、何年か経過してきているんです。せやから、何も起きていないからそういう間違っただけのことが起こしてあっても大丈夫やという考え方はね、私はおかしいと思う。

だから、今年度についても、私自身は7名の委員会条例にしたのは間違いやなということは思っています。だけど、何も起きていません。大

丈夫です。だから今度も、何も起きないかわかりません。だけど、それは全体として見れば、やはり拘束された議事運営をしていたなということになってきます。そういうことなんです。だから、そこらをやっぱり委員の皆さんにな、しっかりとあれしてもらいたいなど、そのように思っています。

休憩しましょうか、1回。

委員長

どうでしょうかね。

もうほかにご意見もなさそうな感じですけども、一応議論も出尽くしたというふうに考えていいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長

そうしたら、委員会として結論を出していかなあかんのですけども、意見としては両論併記だと思うんです。だから、まとめの仕方として、どちらの意見もあるのでまとめられずということで、この案は提案しないという形にするのか、そうか、表決をとって、希望があれば討論をするという形にするのか。 小野委員。

小野委員

両論併記ってね、両論ってね、やはり、私が言うていることに対してね、ここがだめなんやと、これを改正するのがだめだというのが両論併記っちゅうか、両論が出ているんですよ。出ていないんですよ。する必要ないというだけが、それが反対意見ですか。それが両論っていうようになるのですか。私は、そこらがおかしいと思いますよ。

委員長

この改正するかしないかということで、するという、するべきという意見と、いや、しないという意見。

小野委員

だから、その論戦を張って、私は改正すべきやということで論戦を張っている、論は言うているんですよ。だから、そのことに対してはつきりと、ここがだめだから私らはしないという、それを明示してもらわ

んなら、納得しやられんわ、もう。

委員長 伴委員。

伴委員 私は、先ほどもお話ししたように、両方間違っているとは思っていないと。ただ、今のままでいけるので、このまま、この今の形で続けていったらどうかというお話をしているわけです。せやから、どっちかが間違っているとかいうような話ではもともたないと私は思っていますので、それだけは言うておきます。

小野委員 わかりました。

だけどね、これからやはりおかしい状態が起きてくる可能性が高い、だから今のうちに、ちょうど委員会条例もさわる、そのときにその付託することについて、会議に1つずつ諮っていく。

思い出しました。そのね、会議というのはね、本会議なんですよ。委員会じゃないんです。だから、以前もちょっとありました。私が委員長しているときにもね、提出された議員提案、ここで、委員会で諮ってくれはったらよろしいやんと、見てくれと。そういうことで、それはおかしいんやと。議運でそれは付託するということは、もうこれは会議規則で決まっているんやと。委員会で、本会議で1回でやってとか、そんなのはまた会議に諮らんあかんねんと。それを決めるのが委員会やと、議運やと。

まあ、そのときと同じような状態ですよ、今。それではまた、何を考えてるねんと私は言うたんです、はっきり言うて。

委員長 ほかにご意見ございませんか。

(な し)

委員長 それぞれ委員さん、考え方があってと思いますし、納得できる部分、できない部分、あるとは思いますが、これ以上まあ、議論はもう出尽くし

ているというふうに思いますので、結論出していかないかと。

先ほど提案させていただきましたけども、今、現状維持というふうにおっしゃっていただいている委員さんが5名と、改正すべきという委員さん1名いらっしゃいますけども、小野委員、先ほど提案させていただいた形で、もう結論出していかなあかんと思うんですけども、討論、裁決は希望されますか。

小野委員 何、ここで討論して、え、出すか出さへんか討論するの。今、言うてるやん、数、これが過半数の世界やねん、これが。今、5対1で討論しても意味ないやんか。そやろ。

委員長 結果としてはそうなるかもしれませんが。

小野委員 そうやろ。せやから結果としてって、もう決まっとるんやんか。何も討論する必要ないやんか、それやったら。

委員長 そうしましたら、もう、私のほうで、この改正案につきましては、現状維持の方が多いいということで、提案しないということでまとめさせていただきますと思いますけども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、これまでいろいろ提案させていただいて、議論していただきました件につきましては、一定の取りまとめを行いましたので、この件につきましては議長諮問でもありますので、あと、答申をまとめなければいけないと思いますが、この答申について何か、ご意見ございますか。

(な し)

委員長 なければ、委員長、副委員長にお任せいただきたいと思いますけど、

よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、議員定数削減による委員会等のあり方については、
以上で終わります。

もうその他だけですので、やっつけてしまおうと思いますけど、いいですか。

(異議なし)

委員長 次に、2. その他についてを議題といたします。

何か委員の皆さんで、ご意見等ございましたらお受けしたいと思えます。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ほかにないようですので、継続審査についてお諮りをいたします。

継続審査につきましては、お手元にお配りしていますように、閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

議長のほうからほかに。

(な し)

委員長 事務局のほう。

(な し)

委員長 それでは、その他についても以上で終わります。
以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います
ますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、これをもって議会運営委員会を閉会といたします。
どうもお疲れさまでした。

(午前10時28分 閉会)